軽費老人ホーム・ケアハウスの あり方に関する意見 参考資料

① 軽費老人ホーム・ケアハウスの取扱いについて

現状

厚生労働省令では「ケアハウス」のみを指しており、省令・老健局長通知の附則において軽費老人ホームA型、B型の経過的取扱いが規定されている。

提案

- 軽費老人ホームA型・B型に入居する方々は、既にケアハウスや特定施設入居者生活介護を利用する方々と所得段階や世帯構成で大きく異なる部分があり、ケアハウスへの一本化は、各施設類型の地域における"機能"に着目した場合、適当とは言い難い。
- 従って、老健局長通知を改正し、地域の実情を勘案し、現行の種別による事業継続が適切であると判断された場合については、現に存する軽費老人ホームとしての建て替えを妨げず、適用されるものとしてはどうか。
- 併せて、"安心に繋がる社会保障の充実"を担保する「介護サービスの基盤整備」の観点から、地域医療介護総合確保基金において、これら施設整備に係る補助を充当すべきではないか。

1 軽費老人ホーム・ケアハウス(省令及び局長通知について)

- 厚生労働省令では「ケアハウス」のみを指しており、省令・老健局長通知の附則において軽費老人ホームA型、B型の経過的取扱いが規定されている。
- □ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成二十年五月九日厚生労働省令第百七号)

 □ 軽費を表示に対している。

 □ 軽費を表示に対している。

 □ 軽費を表示に対している。

 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ 軽費を表示に対している。
 □ を表示に対している。
 □ を表示に対している。

(基本方針)

第二条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、 家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の

日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- □ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について

(平成20年5月30日 老発第0530002号 厚生労働省<u>老健局長通知</u>)

最終改正:平成27年3月31日 老発第0331第5号)

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定に基づき、…平成20年6月1日より施行されるところである。

これまで、軽費老人ホームについては、「軽費老人ホームの設備及び運営について(昭和47年2月26日社老第17号厚生省社会局長通知)」(以下「旧通知」という。)において、軽費老人ホーム(A型)、軽費老人ホーム(B型)及びケアハウスの3類型が規定されていたところであるが、今後はケアハウスに一元化していく観点から、旧通知におけるケアハウスに係る規定を基準の本則として定め、軽費老人ホーム(A型)及び軽費老人ホーム(B型)に係る規定に関しては、現に存する施設のみに適用するものとして、附則において規定を置くこととした。

基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運営の指導に遺憾のないようにされたい。

当通知は平成20年6月1日より適用することとし、それに伴い、「軽費老人ホームの設備及び運営について」・・は同日をもって廃止する。

第1 一般的事項 1 基本方針

基準第2条は、軽費老人ホームが入所者の福祉を図るために必要な方針について総括的に規定したものであること。

基準第2条から第33条の適用を受ける軽費老人ホームは、「軽費老人ホームの設備及び運営について」・・・における「ケアハウス」を指すものである。

第6 経過的軽費老人ホーム 1 附則の趣旨

<u>軽費老人ホームは、これまで軽費老人ホーム(A型)、軽費老人ホーム(B型)、ケアハウスという3類型が並存してきたものを、今後一元化する観点から、旧通知における「ケアハウス」の基準を本則として省令化を行った</u>ものである。

一方、従来のケアハウスとは対象としてきた利用者や提供してきたサービスが異なる軽費老人ホーム(A型)及び軽費老人ホーム(B型)については、<u>**附則においてその基</u>本方針並びに設備及び人員に関する基準の定めを置くこととした**ものである。</u>

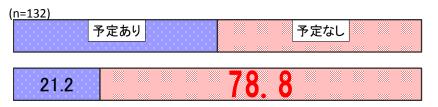
なお、この附則の基準は、この省令の施行の際、現に存する軽費老人ホームのうち、軽費老人ホームA型又は軽費老人ホームB型として、都道府県知事により指定を受けたものに限り、当該施設の建て替えまでの間適用するものであるので留意すること。

① 軽費老人ホームA型(建替えについて)

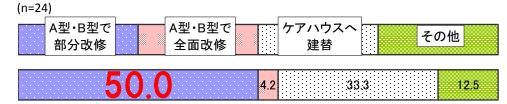
- 補助金の減額及び「経過的取扱い」により、軽費老人ホームA型で、<mark>改修もしくは建替の計画の見</mark> **込みをたてられない施設が約8割存在**。
- 改修もしくは建替の計画の「予定あり」と答えた施設のうち、半数が部分改修で繋いでいる実態がある。
 がある。これは、建替え等による資金繰りが困難であること及び本人負担増の懸念があることによる。

■ 軽費老人ホームA型における状況

• 改修もしくは建替の計画について



• 「予定あり」施設における予定年度及び内容



- □ 軽費老人ホームA型における建替え等について
 - 経済的に難しい入居者が半数くらいいる。軽費であれば月6万円少しの入居料と5千円程度のお小遣いがあれば生活できるので、他の兄弟や家族も仕送りがしやすいが、それ以上となると自分たちの生活もあるので、難しくなる人もいる。
 - 建替えは資金的にきびしい。部分改修で当面行っていきたい。
 - 出来る限り「軽費」を続けていきたい。
 - 全面改修するとケアハウスに変更しなければならず、そうなると利用料が高くなるため。
 - 建替するとなると現在の軽費A型のまま存続できない。
 - 軽費A型は低所得高齢者の受け皿になっています。とりわけ「サービス付き高齢者むけ住宅」の供給促進を目指すなか、 軽費老人ホームとの役割の違いを明確にしなければならないと思います。軽費老人ホームは低所得者に対する生活支援 が主な役割としなければなりません。
 - 全面改築後にA型のまま残れる道を作ってほしい。

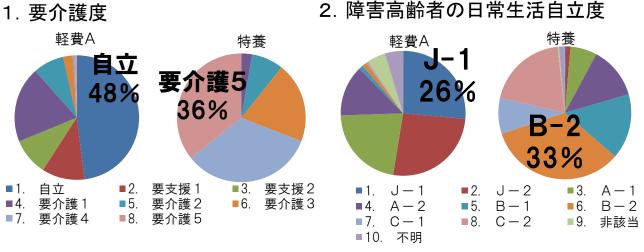
① 軽費老人ホームA型(機能について)

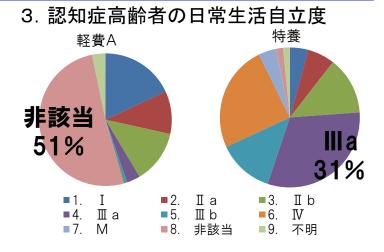
- ・ いろいろな理由で、在宅でのひとり暮らしが困難になった人、また認知障害で家族との同居が困難 になった人達の受け皿としての機能があると思う。<u>低料金でありながら、生活支援サービスが充実</u> <u>しており、見守り機能もあり、安心して生活できる施設としての役割が大きい。</u>
- 軽費老人ホームでは、老朽化に伴い年間の修繕費がかさんでいます。これ以上、経費が上ることは、施設運営上かなり難しいです。これは全国の軽費老人ホーム共通の課題と思います。
- 軽費A型は絶対に必要。年金受給額が少ない人が多い。生保の方も出てくる。
- 所得が低い方に対して住まいや生活支援、介護、予防等が提供できる生活支援施設として今後に おいてもその役割はますます重要になると考えます。
- 軽費A型は、低所得層の独居老人などの受皿としての役割はもとより、様々な介護サービスを併用し、従来より介護度の高い方で、介護施設待機者などのセーフティネットとしての役割を担っていく必要があると感じている。
- 社会の方向性として、自宅介護やヘルパーなど利用して自宅で暮らす方向に向かっています。が、 現実として老老介護で殺人や自殺が多くなったり、高齢になり、独居の不安をかかえて暮らしてい る高齢者がたくさんいます。本当に困ったときの救いの場として、年金生活でも入居できる施設が 必要と思います。
- 入居金、一時金もなく、負担が少なく済むので、<u>低所得者からみると、これからも必要な施設</u>だと思う。
- <u>低所得の方々が低額な料金で利用でき、特に食事の提供は健康の維持に大きな影響をもたらしていると思います。今後も運営事業(補助金)の継続を強く望みます。</u>
- サ高住など高齢者の住まいの選択肢は増えているが、低所得の人や保証人のない人などは行き場が限られてくる(ない場合も多い)ので、その方々の生活の場を、軽費・ケアハウス(特に軽費)が担わなければならないと考えている。

5

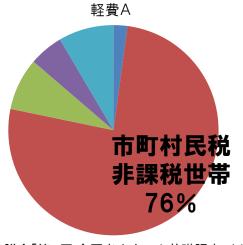
① 軽費老人ホームA型(入居者像について)

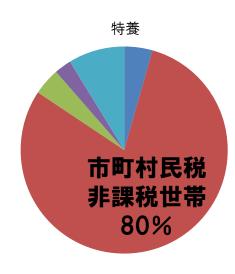
- 軽費老人ホームA型は、要介護度「自立」、障害高齢者の日常生活自立度「J-1」、認知症高齢者の日常生活自立度「非該当」等、状態像が軽度の入居者が多数を占めている。
- 一方で、特別養護老人ホームと同程度の「市町村民税非課税世帯」(前年中の合計所得金額が 125万円以下等)の低所得高齢者を受け入れている実態がある。





4. 所得税額等による階層区分別入所者数





- ■1. 生活保護法による被保護者
- ■2. 市町村民税非課税世帯
- ■3-1. 市町村民税課税世帯(均等割)
- ■3-2. 市町村民税課税世帯(所得割)
- ■3-3. 市町村民税課税世帯(所得税課税世帯)

6

※ 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会「第8回 全国老人ホーム基礎調査」より

② 軽費老人ホーム・ケアハウスにおける消費税の取扱いについて

現状

- 平成26年4月の消費税率引き上げの際、「消費税率の引き上げに伴う「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」の取扱いについて」(厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡(平成26年3月27日付))にて各都道府県等の担当課において周知がなされているところであるが、これに伴う事務費・生活費等の改定が行われていない自治体等については、約3割に上る。
- また、総務省からは既に各自治体に増税分を交付済みとの見解が示されているが、自治体においては、必要額が交付されておらず、財源が確保できないとの意見がある。

要望

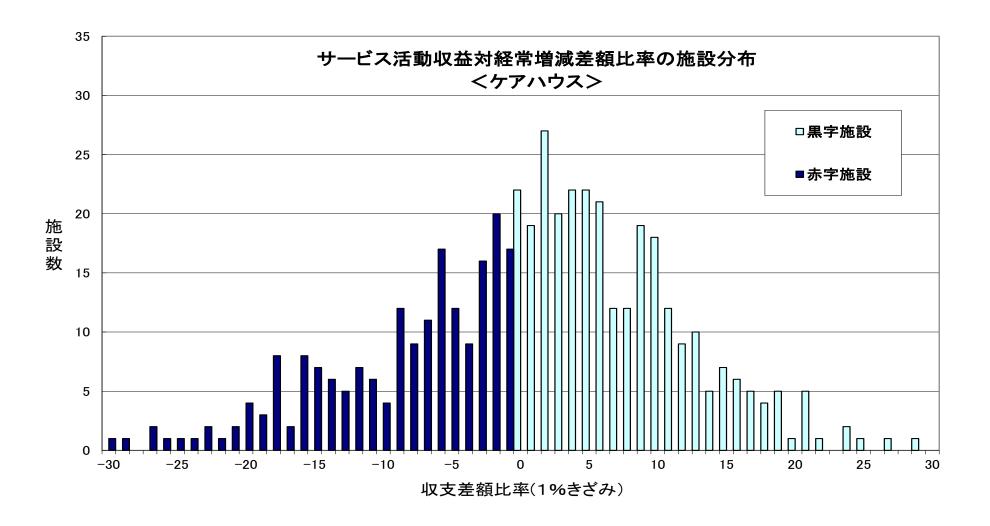
各都道府県に対する増税分に対する支給額について、その算定方法も含めて明示されたい。

(上段:都道府県・指定都市・中核市数、下段:構成比)

	改定を行った	今後改定を行う予定	改定はない	提出無し	計
H26.4の消費税率引上げに対応する、事務費・生活費等の改定の有無	54	4	31	23	112
	48.2%	3.6%	27.7%	20.5%	100.0%

② (参考)ケアハウスにおける収支状況について

ケアハウスにおける"サービス活動収益対経常増減差額比率についてみると、赤字施設の割合は全体の41.1%、203施設となっており、その経営状況は逼迫している。



③ 内閣府有識者会議の提案について

現状

- 現状、内閣府有識者会議において"軽費老人ホーム(ケアハウス)の利用料等に係る取扱い指針における全額負担とする対象収入階層の引き下げ及び預貯金等の資産保有状況を勘案した「費用徴収基準」への見直し"が地方から提案されている。
- 一方で、高齢者世帯1世帯あたりの平均所得金額は低減の傾向にあり、平成25年度では300.5万円となっている。

要望

現行の高齢者世帯1世帯あたりの平均所得金額を勘案し、本人からの徴収額 (月額)は現行の基準を維持すべき。

③ (参考)高齢者世帯1世帯あたりの平均所得金額について

平成10年以降、高齢者1世帯あたりの平均所得金額は、低減する傾向にあり、平成25年度では、300.5万円となっている。

